

法令等遵守（コンプライアンス）態勢

1. コンプライアンス態勢

金融機関は、一般企業にも増して公共性が高いため、より高いレベルのコンプライアンスが求められ、顧客情報の厳正な取扱い、犯罪収益移転防止法の遵守等、多くの守るべき法令・ルールがあり、お客様の保護が求められています。

当組合は、法令等遵守（コンプライアンス）を経営上の最重要課題の一つとして位置づけ、理事会をはじめ経営会議等で法令等遵守に関する諸問題について協議・決定する態勢をとっています。

また、法令等遵守を確実に実践するため、役員及び部長自ら誠実かつ率先垂範してコンプライアンスに取り組むとともに、年度毎に策定する「コンプライアンス・プログラム」に基づき、集合研修や職場内教育を実施し、全員が各業務において遵守すべき法令や必要とされる法務知識を理解し、日常業務に反映させるよう努めています。

2. コンプライアンスの基本方針

(1) 社会的責任（CSR）と公共的使命

当組合は、金融機関としての社会的責任と公共的使命を十分認識し、健全な業務運営を通じて、お客様及び社会からの信頼・信用を確保します。

(2) 信頼の確保

当組合は、法令、諸規則、諸規定の遵守（以下「コンプライアンス」という。）を通じて、社会的規範を逸脱することなく、誠実かつ公正に業務を遂行して、コンプライアンスの実践を図ります。

(3) 経営の透明性確保

当組合は、その事業等の情報を適時かつ適切に開示して、広く社会とのコミュニケーションを図ります。

(4) 人間尊重の精神

当組合は、従業員の人格、個性を尊重するとともに、安全かつ快適な環境を確保します。

(5) 環境問題と社会貢献活動への取組み

当組合は、社会の構成員であること及び地域社会の発展や公共の利益に深く関わる業務に携わっていることを認識し、「良き企業市民」として、自主的かつ積極的に社会貢献活動及び環境問題に取り組めます。

(6) 反社会的勢力との決別

当組合は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは断固として対決します。

3. コンプライアンス体制図（2020年6月30日現在）

